

令和 2 年 6 月 16 日
食品安全委員会事務局

コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について（案） についての御意見・情報の募集結果について

食品安全委員会事務局では、「コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について（案）」につきまして、平成 21 年 3 月 26 日から平成 21 年 4 月 24 日にかけて公表し、意見・情報の募集を行いました。

その結果、11 通の意見・情報を頂きました。

<寄せられた御意見・情報の概要>

- ・「過去の農薬専門調査会における評価経験をまとめたもの」として作成された文書であることから、食品安全委員会が公表するガイドラインとしての位置づけにそぐわないのではないかと。併せて、記載内容の情報量、科学的妥当性の検証に欠けるのではないかと。（3 件）
- ・農薬専門調査会でのこれまでの評価事例、審議過程、参照資料（文献、海外のガイドライン等）を明記すべきではないかと。（3 件）
- ・20%という固定した基準を設けることなく、EPA の様に柔軟な判断がなされるべきではないかと。農薬の毒性評価は予防原則を基礎とすべき。（4 件）
- ・判断基準とされている「20%」について、その科学的根拠が示されていないのではないかと。（2 件）
- ・「ベースライン値」の定義を示すべき。（1 件） 等

食品安全委員会事務局では、頂いた御意見・情報を踏まえ、国内外の情報収集等を進めていたところとす。

コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬には、長期の経口摂取による影響を考慮すべきものと、短期の経口摂取での影響を考慮すべきものがありますが、残留農薬の短期の摂取による健康影響評価を行う際に、より適切な指標を用いるために、平成 26 年に「農薬の急性参照用量設定における基本的考え方（平成 26 年 2 月 14 日農薬専門調査会決定）」が策定されました。これにより、急性参照用量（ARfD）が設定されることとなり、長期的影響及び短期的影響の両方において、コリンエステラーゼ阻害作用の評価を実施してまいりました。

このような状況の中で、海外評価機関におけるガイダンス等のほか、これまでの食品安全委員会における有機リン系及びカーバメート系農薬（特に、カルボフラン、カルボスルファン及びベンフラカルブ（いずれも令和 2 年 2 月に食品安全委員会において審議・答申））の評価経験等の最新の知見を踏まえて、今般、コリンエステラーゼ

活性阻害の試験についての共通的な解釈が必要となる考え方の更新・再整理が行われ、「コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについて」（令和2年5月20日農薬第一専門調査会決定。以下「取扱い」という。）が策定され、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針（令和元年10月食品安全委員会決定）」の関係資料として位置づけられました。今後は、コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬については、当該取扱いに基づき、残留農薬に関する食品健康影響評価が実施されることとなります。

以上を踏まえ、「コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について」は制定されないこととなりました。